

補助金請求書及び口座振替依頼書作成に係る注意事項

以下の場合に該当する場合は、本紙を必ず参照の上、補助金請求書及び口座振替依頼書を作成してください。

作成時にご不明な点等ありましたら、必ず私学部担当者宛てにご連絡ください。

- 1 新年度から理事長が変更となる場合
2 4月から学校法人化するなど、設置者が変更となる場合

1 新年度から理事長が変更となる場合

他の補助にも申請している場合は、助成担当内で情報を共有させていただきますので、必ずご連絡ください。

	登記が完了	登記が未完了
口座の名義変更が完了 (※1)	次頁(1)アを参照	— (該当する場合は要相談)
口座の名義変更が未完了 (※2)	次頁(1)イを参照	次頁(2)を参照

※1 理事長変更に伴い、口座名義の変更が不要な場合を含む(例: 口座名義人が「学校法人〇〇学園」のみの場合)。

※2 4月中に手続きが完了しない場合、都補助金の入金を確認できるまでは、口座の名義変更は可能な限りお控えください(入金時期によっては、振込エラーが生じる可能性があります。)

なお、都補助金の交付は、5月下旬を予定しております(各補助金の具体的な入金日は、別途通知します。)

(1) 新理事長の登記が完了している場合

ア 口座の名義変更も完了している場合

- ・ 新理事長名で補助金請求書及び口座振替依頼書を作成すること。
 - ・ 新理事長名の印鑑証明書を添付すること。
 - ・ 旧理事長から新理事長への変更を議決した理事会議事録を添付すること。
- ※ 原本証明がされていることが望ましい。

イ 口座の名義変更は完了していない場合

- ・ 新理事長名で補助金請求書及び口座振替依頼書を作成すること。
 - ・ 委任状を作成すること(委任者が新理事長、受任者が前理事長)。
 - ・ 新理事長名の印鑑証明書を添付すること。
 - ・ 旧理事長から新理事長への変更を議決した理事会議事録を添付すること。
- ※ 原本証明がされていることが望ましい。

(2) 新理事長の登記及び口座名義の変更が完了していない場合

- ・ 新理事長名で補助金請求書及び口座振替依頼書を作成すること。
 - ・ 委任状を作成すること（委任者が新理事長、受任者が前理事長）。
 - ・ 法務局へ登記申請中の場合は、申請書類の写しを添付すること（が望ましい）。
 - ・ 旧理事長から新理事長への変更を議決した理事会議事録を添付すること。
- ※ 原本証明がされていることが望ましい。

2 4月から学校法人化するなど、設置者が変更となる場合

上記1に準じて、新設置者名によるご作成をお願いします。